第２期 “さざっ子”育成プロジェクト

子　ど　も　・　子　育　て　支　援　事　業　計　画

次　世　代　育　成　支　援　行　動　計　画

（令和２年度～令和６年度）

概要版

令和２年３月

長崎県佐々町

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」として乳幼児期の保育・教育、子ども・子育て支援事業、子どもの貧困対策など、地域の子育て支援の充実を図るための施策について、今後の方向性を総合的に定めるものです。また、第 2 期子ども・子育て支援事業計画は第 1 期地域福祉計画と連動して策定しています。地域福祉計画の推進には、子育て世帯の地域福祉への参画が必要であり、課題解決も連動して実施する項目も少なくありません。

基本方向

佐々町では、子育て世帯の転入が増えており、これは、子ども・子育てに関わるこれまでの施策や住民の皆さんの取り組みが子育て世帯に評価されていることに他なりません。子ども・子育てのアンケートにおいても高い満足度を示しています。これまで築いてきた土台の上に「子どもが元気に遊び、学ぶ」、「地域で育てる」というキーワードを踏まえ、時代に即した子ども・子育ての環境を創出する必要があります。

子どもは佐々町の希望であり、宝です。子どもは、多様な個性と能力を持ち、将来の様々な可能性にあふれています。その可能性を十分に開花させるためには、子どもの発達段階に応じた教育・保育の提供と多世代が関わり地域で育てる環境をつくることが必要です。

～高い佐々町での子育て意向～

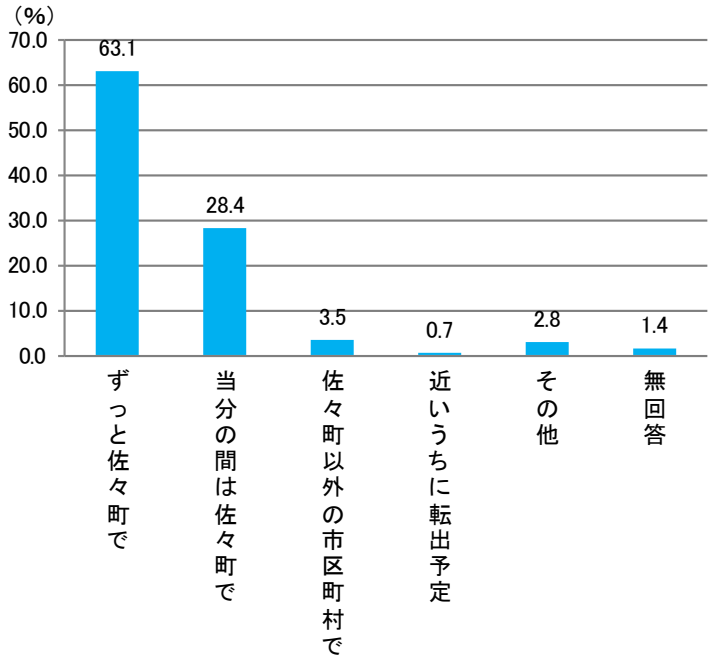

注）すべての子育て世帯・複数回答 n=517
幼稚園・保育所等 n=269、家庭保育 n=107、就学児 n=141

基本計画

１.子どもが遊び学ぶための場と機会づくり

子どもを安心して産み育てることができるまち、子育てに喜びを感じることができる環境は、子育て世代のみならず、地域社会で創っていくものです。佐々の子どもたちが元気に遊び、学ぶ、よりよい環境を整備していきます。

（１）遊び場・学び場

１）子どもが元気に学び遊べる場や機会の提供

子どもが元気に遊べる場として、町の施設の有効活用や機能の見直しを図ることで、各年齢に応じた遊びの環境を創出します。また、合わせて民間の場所や施設の活用についても検討します。

〇民間の施設や場所においても子どもが元気に遊べる場の検討
〇親子を含む多世代の交流の場として、地域の集会所における多様な機会を検討

２）スポーツによるまちづくりの推進

スポーツは子どもの心と身体の発達を促し、仲間や指導者、対戦相手との交流を通じて、豊かな心と他人に対する思いやりの心を育み、多様な価値観を得る機会に繋がります。子どもが十分に体を動かし、スポーツの楽しさを実感することができる環境をつくっていきます。

〇子どもがスポーツに親しむ習慣と意欲を養うためのスポーツ少年団活動やスポーツイベントの充実
〇スポーツ指導者の育成・確保

３）町の施設の利用状況などの情報発信の強化

町の施設の有効活用を図るために施設などの予約や稼働状況の見える化を推進します。

〇施設の稼働状況の見える化のための方策の検討
〇ホームページ等の活用の促進

４）図書館機能の充実

図書館は子どもたちが世界や歴史を知り、成長する上で重要な施設です。子どもたちが本の素晴らしさや楽しさを知ることで、子どもは多くのことを学び、思考力や創造力を高めることができます。読書の習慣を身に着けさせるために、学校、家庭、地域、町での取り組みを推進します。

〇子どもの読書習慣の定着化を図るイベントの推進
〇文化の発信・交流拠点として、子どもを含む多くの人が集う場と機会の創出
〇図書館の機能向上について、関係機関、ボランティア団体、専門家、町民を交えた検討

５）科学に触れる機会の充実

科学から生まれる好奇心は、科学の枠を超えて子どもの学びへの意欲をかきたてます。科学は日々進歩しており、いつも正しい答えがあるわけではありません。それでも「なぜ」「どうして」という疑問を発し、解決に向けて挑戦することは、思考力を高め、自立的に学ぶことに繋がっていきます。

〇最新の科学に触れる機会の拡大
〇子どもたちに語ることのできる科学者や技術者とのネットワークの強化

６）芸術に触れる機会の確保

芸術は子どもの五感を通して、多様な能力を引き出すと考えられています。絵を描く、音を奏でるなどの家や学校での活動だけでなく、芸術に触れる機会を増やしていきます。

〇公共施設での展示やイベントを通じた子どもの芸術鑑賞活動の強化
〇芸術作品発表の場の充実

７）地域を学ぶ機会づくり

まちづくりは、まずその地域の歴史と文化を知ることから始まります。子どもが町の歴史、脈々と繋がる風習、食文化を学び、触れることで自分たちの育った場所に自信と誇りをもつことになります。佐々町には豊かな自然があります。自然との触れ合いの場や機会を創ることによって、子どもの感性や豊かな人間性を育みます。

〇佐々町の地域に残る伝統・文化の子どもたちへの継承
〇佐々町の歴史や文化、自然環境(佐々川)を学ぶ機会の創出

２.子どもを守る

（１）地域との連携で子どもを守る

佐々町では重大な事件や事故は発生していないものの、不審者情報などもあり、町民が不安を感じています。さらに佐々町では交通量が増えたことで通学路、保育所の送迎場所などでは格段の注意が必要となっています。いい遊び場や遊具が整備されても、安全・安心な場所でないと子どもたちが伸び伸びと遊ぶことはできません。

〇地域ぐるみで防災・防犯訓練の実施
〇児童公園や自然環境、道路などの子どもが立ち寄る場所、通学する場所または設置されている設備の点検
〇公園においては大人が見えない死角、水辺に注意し、安全が保たれるような改善の推進
〇学校・保育所・認定こども園の通学路での地域と連携した安全活動の強化
〇地域が主体的に実施する交通安全教育・啓発などの交通安全活動の推進
〇子どもが自分の身の安全を確保する能力や態度を身に付けるための防災学習活動や体験活動の実施
〇防災における町内会はじめ各組織・団体での計画、マニュアルづくりの推進
〇有害サイトなどから子どもを守るため、子どもに関わる大人も含め、インターネットを適切に活用する能力育成のための方策の推進

（２）情報伝達のスピードアップと伝わる範囲の拡大

防災・防犯においては正確な情報と必要な人への的確な伝達が必要です。子どもに関わる保育所・認定こども園、学童保育、保護者、見守る住民への緊急時の連絡体制の整備が求められます。

〇各機関の連携による情報収集、発信体制の徹底と伝達のスピードアップ
〇子どもに関連する事件や事故が発生した時にメールやＳＮＳなどで多くの人に連絡がいく仕組みづくりの検討
〇町内での子どもを見守る活動の一環として、町内放送の活用を検討

３.地域で育てる

少子化の進展や、共働き世帯が増える中、地域で見守り、地域で育てることは、ますます重要になっています。佐々町では、親と子どもが学校行事や地域の祭りを通して、地域で親同士、子ども同士の繋がりをつくっていきます。

（１）子育て情報の発信

〇子ども・子育て情報の収集と発信の充実
〇親同士あるいは世代を超えた地域の人たちとの交流を通して、子どもに関わる知識や経験が受け継がれる営みの再生

（２）多世代の交流

地域の高齢者、子育て世代が一緒になって子どもの豊かな体験を生み出し、活動を通して地域の価値に気づくことを目指します。高齢者は子どもから元気をもらい、子どもは高齢者から、ふるまいや知恵を学びます。

〇地域の祭りやイベントでの多世代交流の促進
〇地域の人が集まり、多世代が交流する場所である集会所を活用し、昔あそび、将棋など子どもも参加できる行事の推進

（３）キャリア教育の推進

小学校における農業体験や職場見学、中学校における職場体験等、地域の方々の協力のもと発達段階に即したキャリア教育を推進します。また、教育活動で地域の方々と触れ合うことは「生き方」を知ること、佐々を知ることに繋がる大切な機会です。

〇子どもたちの発達の段階にふさわしいキャリア教育の推進・充実
〇町全体でのキャリア教育への協力

（４）子どもに関わる機関と地域の連携

１）子ども・子育てに関連する団体・機関の連携

子ども・子育てに関連する団体・機関は、佐々町の子どもや子育て中の親が直面している現状や課題に対して共通の認識を持つ必要があります。また日々、子どもたちに接している教員や保育士まで、その認識が浸透するための連携が必要です。

〇子どもたちの次の段階への円滑な接続のために町内の保育所・認定子ども園を利用する子どもたちの交流の推進

〇保育所・認定こども園と小学校の間で行われる連携・接続に関する様々な取り組みの実施

〇保幼小の保育士や教員との交流や意見交換の強化

〇ぷくぷくクラブや保育所・認定こども園の協力を得ながら、小学生・中学生・高校生と赤ちゃんや小さい子どもとの触れ合いの実施

２）教育・保育の質について研修・議論の取組み

求められる保育の内容が多様化する中で、保育士・教員は「教育・保育の質」をどう高めていくのかといった共通の課題を抱えています。佐々町全体の保育の質をどう高めていくかについて検討します。

〇佐々を愛する元気な子どもを育成するために、行政と保育所・認定こども園、保護者の協力のもと保育の質についての議論の推進

〇子どもにとってより豊かな経験を保証する教育・保育の環境と保育士の専門性を一層高められるように、研修事業の実施

３）公立保育所の役割の検討

佐々町には現在 3 つの保育所と 1 つの認定こども園があり、それぞれが特徴ある保育や教育を実践しています。そのうち公立は 1 か所のみとなっています。民営化にあたっては今後も引き続き、民営化のメリット、デメリットをしっかりと検証し、今後の方向性を検討します。

〇これまで民営化した保育所の成果や課題などの検討

〇配慮すべき子ども・家庭への対応等、公立保育所の役割について、あり方の検討

４.子育て支援体制の充実

（１）子育ての相談窓口の設置

子育てについて悩みを持つ親が孤立しないように気軽に相談できる環境を整備します。また、多様な情報の発信と同時に相談を受ける体制をつくっていきます。さらに問題を抱えていても、なんらかの理由によって相談に来られない子育て家庭にも配慮しながら、子育て家庭との繋がりをつくっていきます。

〇子育て世帯との対話、相談の実施と相談体制充実に向けた、子育て世代包括支援センターの設置

〇子ども・子育てに関連する各組織、団体との連携、専門的な知識を有する人と組織のネットワークの強化

〇児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応、アフターケアに至る総合的な支援のため、地域の関係機関、児童相談所等との協力体制の強化

〇障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもの早期発見、きめ細やかな指導・養育ができる体制の整備。地域で見守る環境の醸成

〇高齢者福祉における地域包括支援センターでの経験や成果を生かした子育て世代を含めた多世代での包括支援のあり方の検討

（２）妊娠期からの継続的な支援

母子健康手帳の交付・活用をはじめ、相談や情報交換できる機会の拡充。父親をはじめとした町民への啓発の推進、個別訪問などの母子保健施策の推進などを図ります。

〇妊婦・新生児等のいる世帯への情報の発信と訪問の強化
〇児童虐待防止対策の充実
〇医療機関との連携
〇各種健診・相談体制の充実
〇発育・発達過程に応じた食生活の知識・技術の習得、食文化の伝承促進を通じた子どもの「こころ」と「からだ」の健やかな成長を目的とした食育の推進

（３）教育・保育の充実

子ども子育て世代のニーズから教育・保育の量を見込み、それに見合う確保を行います。

〇確保方策

		令和2年度（2020年度）		令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）		令和5年度（2023年度）		令和6年度（2024年度）	
		1号認定	2,3号認定	1号認定	2,3号認定	1号認定	2,3号認定	1号認定	2,3号認定	1号認定	2,3号認定
0歳児	町内施設	－	31	－	31	－	31	－	31	－	31
	他市町の施設	－	1	－	1	－	1	－	1	－	1
1,2歳児	町内施設	－	247	－	231	－	231	－	232	－	232
	他市町の施設	－	28	－	27	－	27	－	26	－	26
3-5歳児	町内施設	61	287	75	306	79	300	82	305	78	292
	他市町の施設	62	22	66	23	65	23	66	24	63	23
計		123	616	141	619	144	613	148	619	141	605

2019 年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタート

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無償化されました。そのことも考慮して量を見込み、確保方策を検討しています。

（４）地域子育て支援拠点事業

多くの人が気軽に利用できるサービスとするため、ぷくぷくクラブの仕組みやルールについて再検討し、町とぷくぷくクラブで広報・告知活動を強化し、利用者数の維持・拡大に努めます。

（５）一時預かり事業

幼稚園・認定こども園在園児以外の一時預かり事業については、「ありす」を総合福祉センターに設置しサービス提供を行っています。また、１号認定（教育認定）により幼稚園や認定こども園を利用されている方が利用される一時預かり保育事業も実施しています。利用見込み者数は、2020 年度以降の 1 号認定（教育認定）の増加に伴って増えることが考えられます。

今後も、一時的な預かりによる必要な保育を継続して実施していきます。

（６）病児病後児保育の充実

子育てをする共働き世帯が増える中で、ニーズの拡大が考えられ、必要量を確保していきます。

（７）ファミリーサポートセンター事業

地域で子どもの預かり等の支援を受けることを希望する者(依頼会員)と当該支援を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。今後、子育て世代の当該事業に関するニーズを把握しながら、既に事業実績のある近隣市と連携を図り事業の実施について検討します。

（８）放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実

共働き世帯の増加に伴う利用者の増加に対応するための必要量の確保方策の検討と、サービスの質の向上のため、学童保育と小学校と町、保護者で学童保育に関する共通認識を持つための情報交換の促進を図ります。

（９）男女の「仕事と育児の両立」支援の実施

仕事と育児の充実の考え方を家庭だけでなく、企業にも広げ、子育ての喜びと負担を両親が共有できるよう、企業内での意識改革の促進のための支援策や父親教室など男性の育児参加促進のための施策を推進します。

計画推進のための責務と役割

本計画を着実に推進するためには、子ども・子育て支援法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。 そのために県や市町はもとより、家庭や地域、保育所・認定こども園、学校、企業がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められます。

この計画は、子ども子育て全世帯へのアンケート調査、子ども子育てに関係する団体・企業へのヒアリング調査、国勢調査等の統計分析をもとに案が作成され、それをもとに日頃より地域福祉の担い手として活動をリードする委員の皆様に議論いただき、作成されました。

発行　佐々町
編集　佐々町　住民福祉課
〒857-0392
長崎県北松浦郡佐々町本田原免 168 番地 2
Tel:0956-62-2101
Fax:0956-62-3178